

令和8年度第6回和歌山県最低賃金専門部会

議事録

開催日時 開催場所	令和8年8月7日（金） 和歌山労働総合庁舎6階	13時00分から 16時00分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	定数3名 定数3名 定数3名	出席2名 出席3名 出席3名

事務局（玉置）

定刻になりましたので、ただいまから第6回和歌山県最低賃金専門部会を開催いたします。本日は廣谷委員が欠席されていますが、本部会が成立していることを報告いたします。次に本会議は公開審議としており、8月6日付けで傍聴公示を行いました。傍聴希望者はございませんでした。

それでは、これ以降の議事進行を岡田部会長代理にお願いしたいと思います。
岡田部会長代理、よろしくお願いします。

岡田部会長代理

はい。委員の皆様、昨日は大変遅くまでの御審議お疲れ様でした。本日も連日の審議となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議題1「金額審議」に入りたいと思いますが、まず事務局から他府県の状況など参考になる情報がありましたらお願いいたします。

事務局（岡本）

はい。昨日8月6日ですが、岡山県が目安プラス1円、発効日10月2日で結審しております。

本日8月7日午前に決まったと思いますが、群馬が目安プラス1円。石川県が目安プラス3円です。また、Cランクで初めてとなります鳥取県が、目安プラス4円で、いずれも法定発効なので10月3日が発効日となります。

本日3件答申が出ているという状況でございます。以上でございます。

岡田部会長代理

はい、ありがとうございます。では、労働者側、使用者側委員の皆様で、それぞれの所属する組織の中で参考になる情報などがございましたらお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。まず労側から。

山本委員

はい。今、事務局から聞いた情報のみでございます。

岡田部会長代理

使側は。

児玉委員

使側は特にございません。

岡田部会長代理

はい、ありがとうございます。では金額審議に入ります。

これまで専門部会を5回開催し、審議を行ってまいりました。労使双方からは、前回、第5回専門部会におきまして共に歩み寄りに向けて大変な御努力をいただきまして、公益として感謝申し上げます。

労側が今のところ目安プラス3円、59円引き上げの時間額1,104円の金額の再提示がありました。

使側からは、賃金改定状況調査別表第4③に基づいて39円引き上げの時間額1,084円の再提示がありましてさらに歩み寄っていただき、中賃目安の引き上げ率4.9%を踏まえて52円引き上げの1,097円という御提示がございました。

そこまでで昨日は終わっていますが、現時点で金額審議に関しまして、ここから何か付け加えて御提示いただけるというところがありましたらお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。まずは労側から。

山本委員

はい。昨日、遅くまで皆さんお疲れ様でございました。今朝から少し色々考えまして、昨日、もう少し歩み寄りをとという公益の先生方の御意見もありました。

プラス3円は、地域格差のことも含めたものでございましたが、さらなる歩み寄りをとという御進言をいただきましたので、今回の始めに当たりまして目安プラス1円を提示します。やはりどうしても奈良との地域間格差を1円でも埋めていきたいという、当初からの私たち労働側の主張でございますので、プラス1円という形で再提示させていただきたいと思います。以上です。

岡田部会長代理

はい、ありがとうございます。続いて使用者側はいかがでしょう。

児玉委員

はい。プラス1円ということで頑張っていたいたと思います。我々の方は、昨日、4.9%、52円ということで、目安額からするとマイナスのようになっております。

プラス1円という話があると、我々もマイナス1円と言いたいところではあります。早期に決着をするということで、昨日のいろんな議論を踏まえると、目安額もやむを得ないかなというところまで覚悟を決めて、今日臨んでいるというところでもあります。

そのことと合わせて議論していただきたいのは、法定発効、指定日発効のことと、事務局をお願いをしておりますのは、昨年の業務改善助成金の活用状況と言うことで、後ほど少し御説明いただきたいと思います。以上です。

岡田部会長代理

はい。ありがとうございます。双方、また歩み寄りをいただきまして、労側がプラス1円の1, 102円で、使側は目安もやむを得ないというところと発効日の話をされたいというふうに御意見をお伺いしたかと思います。

これを受けまして、お互いで何かございましたら御意見いただければと思いますけども、いかがでしょうか。今の段階では大丈夫ですか。

(意見なし)

岡田部会長代理

はい、わかりました。では、先ほどの発効日の話について、資料を。

児玉委員

録音を止めた方がいいという話もありましたが、大丈夫ですか。

事務局（岡本）

はい、お願いします。

岡田部会長代理

はい。では、資料が配られた後、説明につきましては、少しうちうちでお話をするということにしたいと思いますので、事務局は録音を止めていただければと思います。

(録音停止)

岡田部会長代理

では、再開いたします。ただいま資料に基づきましての意見交換をいたしました。が、先ほどの金額審議に戻りますと、公益としては、今日は第6回目の専門部会ということになりますので、結審に向けまして話を進めたいと考えております。

先ほど労側、使側からそれぞれ今日のお考えを御提示いただきましたことに基づきまして、公益としましては、本日は目安という選択肢と目安プラス1という選択肢でお話を進めさせていただければと考えております。

目安プラス1の方では、公益は基本的には法定発効という考え方が中賃でも示されておりますので、そこは公益として重要視したいと考えております。できるだけ全会一致でというところも含めまして、プラス1の場合に発効日をどうするのかというのは、今の資料に基づいた意見交換を踏まえましても、一つのポイントということでお考えをいただきたいと思います。が、まずこの進め方でよろしいでしょうか。

(意見なし)

岡田部会長代理

はい、ではそれぞれで御議論をする時間は必要でしょうか。労側は。

山本委員

はい。

岡田部会長代理

はい、労側で話をするということで。使側は。

児玉委員

大丈夫です。

岡田部会長代理

はい、わかりました。そうしましたら時間の節約という意味でも、公使でまずお話をさせていただきまして、労側は、打ち合わせが終わりましたら、またお話するという形でよろしいですか。

山本委員

はい、わかりました。

(公使個別協議)

(公労個別協議)

岡田部会長代理

では再開いたします。今個別に御意見をお聞きしましたが、この場でお互いの場から御発言することはございますでしょうか。労側は何かございますか。よろしいですか。

山本委員

はい。

岡田部会長代理

使側はよろしいですか。

児玉委員

はい。

岡田部会長代理

そうしましたら、協議を重ねてまいりましたが意見の一致が見られませんでしたので、公益案を提示いたしまして採決に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(労使異議なし)

岡田部会長代理

では、公益の見解を御提示いたします。まず、最低賃金額を決める時に3要素を考慮するところが重要だということは、中央最低賃金審議会の方からも示されておりますので、これを考慮いたしまして3要素のうち生計費を代理する消費者物価指数、それから賃金を代理する指標はいくつかありますが、春闘賃上げ率、春季労使交渉賃上げ率、それから第4表の数字がございまして、それぞれBランクの他府県、特に関西のBランクの他県と比較するとそれぞれ数字は違うのですが、和歌山県が特段に悪化しているというところまでは言えないということは、公益の見解として提示をいたします。

そして、支払い能力につきましては、これを判断する統計数値を見つけることが大変難しいのですが、価格転嫁の状況などを考慮いたしますと和歌山県の状況が厳しい状況であるということは公益としても理解しておりますが、こちらも他府県と比較すると厳しくはあるが、和歌山県だけが特段に悪化しているというところまでは言えないと考えます。

よって、公益の見解といたしましては、目安どおりの56円アップして1,101円という形で提示をしたいと思います。

ただし、地域間格差について、公益委員としても重要な点として認識をしております。今年度の審議では、近隣他府県との比較を確定した数字を根拠に議論することが難しいという状況でありました。ですので、公益見解に数値として明確に数字を反映するということは困難であるということで判断をいたしました。が、地域間格差が重要だということでは変わりありませんので、来年度以降の審議会においても地域間格差についてはきちんと着目をして、議論として取り上げていくということを公益見解に付け加えたいと思います。

以上が公益見解ということで、まとめますと今年度は56円引き上げ、時間額1,101円。発効日は、令和8年10月3日ということで提案をいたします。

採決の結果及びこれまでの審議内容を踏まえて採決の後、本審への報告書を作成したいと思います。

まずは今の公益見解につきまして採決を取りたいと思います。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

(公益委員1名、使用者側委員3名挙手)

岡田部会長代理

はい、ありがとうございます。

岡田部会長代理

反対の方、挙手をお願いいたします。

(労働者側委員3名挙手)

岡田部会長代理

はい、ありがとうございます。

では、賛成多数ということで、公益見解を和歌山県最低賃金審議会の部会の報告として取りまとめたいと思います。

では、事務局はこの後の手続きについて説明をお願いします。

事務局（玉置）

それでは部会報告書を作成してまいります。例年、政府などに対する要望事項施行を盛り込んでいるところでございます。

事務局（岡本）

要望事項のたたき台として事前にメールでもお送りしておりますが、基本的には中央最賃審議会の要望事項の部分を加除修正したものを溶け込み版で配付させていただいております。追加や修正などございましたら、よろしくお願いします。

岡田部会長代理

では、お手元にその資料が配付されたかと思しますので、この後はこの資料に基づきまして部会報告書を作成していきたいと思いますが、採決が終わりましたので部会報告書の作成に関する御意見であるとか、その他にもこの時点で御意見等あるかと思しますので、まずは委員の皆様からここまでのところを踏まえて、部会報告書の作成に向けて、労使それぞれから事務局に御意見をいただきながら要望をとりまとめていければと思います。

岡田部会長代理

では、休憩というかたちで要望案の作成作業に入りたいと思います。

(中断)

(再開)

岡田部会長代理

はい、それでは事務局は部会報告案の朗読をお願いします。

(事務局が部会報告書案を朗読)

岡田部会長代理

はい。ただいまの部会報告書案について御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

(意見なし)

岡田部会長代理

はい、ありがとうございます。それでは、この部会報告書案をもって本審に報告することといたします。事務局は、これからの手続きについて説明をお願いします。

(各委員に部会報告書写しを配付)

岡田部会長代理

では部会報告書の写しを配付していただきましたので、事務局は今後の手続きの説明の続きをお願いいたします。

事務局（玉置）

大変お待たせしました。それでは今後の手続きについて説明いたします。本日結審いたしました、全会一致には至りませんでしたので、この後17時から開催する本審に部会報告書を提出し、本審におきまして審議して結論をいただくことになりますので、よろしくお願いいたします。

岡田部会長代理

はい、ありがとうございます。それでは議題2「その他」ですが、委員の皆様から何かありますでしょうか。大丈夫ですか。事務局はいかがですか。

事務局（玉置）

はい、ございません。

岡田部会長代理

では他にないようでしたら、本日の会議はこれで終了いたします。

専門部会の委員の皆様には、長時間にわたりまして真摯な御議論をいただきました。本当にありがとうございました。

御協力いただきましたこと、公益として感謝申し上げます。

ではこれで終了いたします。ありがとうございました。